

2009.11.6

戸倉恒信様

ご意見をお送りいただき、ありがとうございました。

それぞれのステークホルダーの役割と責任を考えることが重要であることは同感です。

食品安全基本法では、安全な食品を供給する責任は事業者であり、これを監督する国です。そして消費者は安全な食品を受け取る権利があります。

さらに、消費者は食品に関するすべての情報を知る権利があり、メディアはその権利を擁護します。しかし、公共の利益の観点からその権利の一部を制限するのは政府の責務であり、その責務を放棄して無実の企業名を公表したことについては政府を非難すべきであり、消費者やメディアの責任を問うことは筋違いだろろうと思います。

また、ブレンド行為によって生じる「等級缺状差」が安全を担保する、という原理については、私は不勉強で知りませんでした。どういうことかももう少し説明していただきたいと思います。

その他、内容を拝見したところ分かりにくい点がありますので、原稿内に注記しました。

ご意見が読者に正確に理解されることが重要であると思いますので、この点についてご配慮いただければ、ご意見として掲載させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

食の信頼向上をめざす会
会長 唐木英明

「事故米穀の不正規流通問題」を通じて

台湾大学歴史学研究所博士課程
戸倉恒信

『食品安全基本法』総則第一条には：「国、地方公共団体、及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにする」という目的が掲げられている。では、昨年発生した「事故米穀の不正規流通問題」を通じ、社会構成員夫々に与えられている役割が何かを明らかにすることはできるだろうか。

まず国は事件を受け、転売された米が「安全」であるという情報を発信している。しかし農水省は、例えば三笠フーズのカビ米処置に対し、一方で付着部の除去を理由に食品衛生法に該当しないと判断し、他方で政府保有の「事故米」の全てを焼却処分している。この政府対応の背景にはどのような力学があったと考えられるか。

当時、識者諸氏は『新聞』媒体を通じて「汚染米」という語を以って持論を展開し、汚染の恐れのある米と汚染のない米との区別を、輸入（MA）米と国産米との間に求めている。その結果、MA米が今回の問題の発生原因だと画定されていた。しかしそうすると、今回の問題を構成するには政府は国産米を備蓄しない、という前提が必要となる。このような事実無根の判断をした識者は、自らの持論が如何なる結果を招いたかを検証すべきではないか。

当時『新聞』は、農水省による安全情報や風評被害の防止策によって逆に消費者の不安が募ったと報じ、危険レベルが低いというなら尚更事実関係を明確にしなければならぬ、という提言をしている。結果、三笠フーズの流通先リストは公開されたが、これによって造成された風評被害を前に、消費者及び報道関係者は自らに与えられている社会的責務が何であったのかを思考すべきではないか。

事故米穀の不正規流通問題が事件化される前日、『新聞』には「コメ不足に苦しむフィリピンを支援するため、輸出国である米国の要請に基づき、日本はMA米の在庫から20万トン割安で売却することを決めた」という記事が掲載されている。換言すると三笠フーズの問題が事件化されてからは、近隣国を援助する日本の勇姿は紙面から消失したのである。つまりMA米とは単なる「転売」物資であり「援助」物資などではないことが今回の問題を通じて実証されていることを、MA米の「再輸出」に携わる食品関連事業者は直視すべきではないか。

最後に、米の流通経路が複雑であり偽装等の温床になっている事は一般に知られる通りである。しかし消費者はブレンド行為によって生じる「等級差」が安全を担保する、という原理を知るべきではないか。安全とはある基準から選別された商品を指す概念ではなく、選別されゆくものを再びブレンドしてゆく一連の「動作」によって担保される概念だからである。

2009年10月30日

註解 [k1]: なぜ国産米を備蓄しないという前提が必要となるのか？論理のつながりが分かりにくい。

註解 [k2]: 一義的な責任は人気取り政策で企業名を公表させた内閣総理大臣にあるのではないのか？

註解 [k3]: これは食品関連事業者の問題ではなく、政府の政策の問題ではないか？

註解 [k4]: ブレンド行為によって生じる「等級差」が安全を担保する、という原理が存在するのか？安全とはあくまで基準に合致したものを指すのではないのか？